

船橋市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成29年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和元年12月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	松	寄	裕次
同	齊	藤	誠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和元年7月1日現在)	今後の方針 (令和元年7月1日現在)
29	高齢者福祉課	114	指摘	<p>高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸付件数が例年少なく、平成25、26年度には貸付がな いことを踏まえると、本事業は見直しの時期に至っているといえる。 現状の事業内容を前提とした改善策も必要であるものの、今後も貸付件数0件の状況が続 くことが想定される場合には、事業内容の抜本的な改革(もしくは廃止)も検討すべきである。 なお、市では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの実現」を基本理念と し、高齢者の住まいに関する基本方針等を定める「船橋市高齢者居住安定確保計画」を作 成中である。高齢者住宅整備資金貸付事業は、当該計画における施策の一つ「住宅の質の 向上」に含まれるため、事業内容の見直しにあたっては慎重な検討が必要である。 検討の結果として事業を継続する場合には、その妥当性を裏付けるために、利用者を増や す具体的な手法を提示する必要がある。</p> <p>また、本事業は、決算額が0円であるため平成26年度における事務事業評価の対象外とさ れている。しかし、決算額が0円であるからこそ、事業の妥当性・効率性・経済性について十 分な検討が必要である。事業の評価においては、成果を適時・適切に把握するために、たと え決算額が0円であっても評価対象とし、事業の見直しに役立てるべきである。</p>	<p>令和元年6月、高齢者福祉課において検討し た結果、高齢者に対しては多くの場合、より利 用者負担の軽い住宅改造費の助成制度での 支援を行っているが、助成制度でサポートしき れないもののセーフティネット的な役割として制 度の継続が必要であるとの結論に至った。 なお、高齢者住宅整備資金貸付事業では指 摘を受けた平成27年度以降貸付の実績はない が、心身障害者を対象として同様に住宅整 備資金の貸し付けを行っている船橋市中心身障 害者等住宅整備資金事業においては、平成 30年度に貸付実績が1件あり、本貸付事業に おいても、今後利用希望者がある可能性が十 分にあると考えている。</p> <p>事業の周知については、広報ふなばしや介護 認定のお知らせに同封するリーフレット等により 積極的に行っており、利用希望者があった際 には、貸付を行っていく。</p> <p>また、「船橋市高齢者居住安定確保計画」(平 成28年度～平成32年度)では、高齢者住宅 整備資金貸付事業の活用を促進することで介 護を必要とする方の住まいの改修を支援してい くとしている。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>